

1996年3月13日第3種郵便物認可 1996年10月14日発行(第2・4月曜日発行)

News Source of Educational Audiology

会員の誌代は会費に含まれています

聴能情報誌

みみだより

第309号

第3巻

通巻394号

編集・発行人：みみだより会、立入 哉 〒300-11 茨城県稲敷郡阿見町荒川本郷2150-1-1-203 電話：0298-41-7069 FAX：0298-41-5682

フィッティング・フォーラム'96へのお誘い

「フィッティング・フォーラム」は、1988年から始まった補聴にまつわる諸問題を毎年1回研究会型式で討論し合う自主的な集まりです。今までに、徳島・神戸・仙台・札幌・横浜・金沢・鳥取・岐阜で開催し、今年で9回目を迎えます。今年も、水戸での全日本聾教育研究大会終了後、10月18日(金)に下記の要領で開催いたします。関心をお持ちの方であればどなたでも参加できます。御参加をお待ち申し上げます。

フィッティング・フォーラム'96開催要項

近年、聾学校が各地域の「補聴相談センター」としてサービスを進めてきています。この背景には、FM補聴器などが登場し、補聴を成功させるためには教育現場と密接な連携が必要になってきたこと。また、オージオグラムに装用閾値を書き込むことで、補聴効果を説明するようになってきたことから、オージオグラムの説明にしても、医学・医療的な解釈だけでなく、保護者や担任教師にその子どもの聴能の発達を見極めた上での判断と指針を説明する必要が高まったなどといった要因があるように思えます。

さて、今年のテーマは、「certification(資格)」といたしました。臨床言語士・医療言語聴覚士・認定補聴器士などなど、補聴器に関する業務を含む資格化が進んでいます。学校の中で、あるいは「教育」という立場と視点で補聴を考える際、医療・販売サイドからではなく、「教育」を核としたコ・エデュケーションな専門領域が存在するべきだと考えます。そして、現状でも、多くの聾学校教員がそうしたコ・エデュケーションな役割をにない、活動を進めています。

そうした先生方の専門性あるいは専門的能力を評価し、社会的に認知することで、教育の中での聴能サービスの向上をはかり、しいては聴覚障害児の社会自立に貢献できる業務を責任と義務を持って取り組んでいけると考えています。

また、現在、せっかく何年もかけて、補聴器を学んだにもかかわらず、10年目の肩たたきで強制移動させられると言うようなことが、学校教育現場で行われています。実際に聴能サービスを受ける立場からすると、これは大きな損失であり、また不安と不信を招くものです。強制移動の対象外となりうる資格制度を確立することは、聴覚障害児に継続して高い内容のサービスを提供できる基盤整備とも言えるのではないかと考えています。

一方、STをめぐる公的資格化の動きも盛んになっています。近接領域あるいは包含領域の資格として、多くの聾学校教員が「臨床言語士」の資格を取得しています。今回、STの資格化の動きに学び、また、教育聴能士、「Educational Audiologist」という資格について、資格化の是非、資格化するにはどうしたらよいか、名称は、認定の方法は・・・などについて、論議したいと思っております。

日時：1996年10月18日（金）13:00～17:00

全日聾研、最終日です（以前のお知らせとは日程が変わっております）

会場：茨城県立県民文化センター 分館9号室

（水戸市千波町東久保697 水戸駅南口よりタクシー10分）

テーマ：「certification（資格）」を考える

司会：大沼直紀（筑波技術短期大学 教授）

パネリスト（予定：敬称略）

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| ・ 聾学校教員の現状と、聴能担当者の現状 | 立入 哉（筑波大学心身障害学系） |
| ・ 「医療言語聴覚士」推進の立場から | 立石恒雄（国立リハセンター病院） |
| ・ 「臨床言語士」の認定の経緯と今後 | 北野市子（S T 協会広報委員会） |
| ・ 「補聴器士」の認定の経緯と今後 | 交渉中（テクノエイド協会） |
| ・ 「Educational Audiologist」案の提言 | 立入 哉・大沼直紀 |

参加費：お申し込みいただいた方に会場費800円のご送金用郵便振込用紙を郵送しますので、それにて事前にご送金下さいませようお願い申し上げます。

参加申込方法：参加ご希望の方は、下記にご記入の上、FAXにて事前登録をお願い申し上げます。ご登録いただいた先生には、会場費払込用の郵便振込用紙と会場地図などを郵送します。会場収容人数に達した時点で参加をお断りいたしますので、お早めにお申し込み下さい。当日、手話通訳等の必要な方は10月1日までお申し出下さい。

お問い合わせ先：

主催「みみだより編集部」〒300-11 茨城県稲敷郡阿見町荒川本郷2150-1-I-203

共催「日本聴覚障害・教育工学研究会」

〒305 茨城県つくば市天久保4-3-15 筑波技術短期大学教育方法開発センター内

申込書FAX送信先：0298-41-5682

フィッティング・フォーラム'96に参加を申し込みます

氏名： 手話通訳（不要・要）

現住所：（郵便番号）

連絡先：電話 FAX

所属機関名：

字幕入り映画

松竹 「宮澤賢治—その愛—」 上映館

丸の内松竹	9/14~10/18	03-3201-2886	松竹大宮ロキシ-	9/29~10/1	048-644-2628
新潟松竹	10/5~10/6	025-229-3063	吉祥寺松竹	10/16~/18	0422-20-9108
新宿松竹	10/10~/13	03-3356-3543	名古屋松竹	9/26~9/28	052-581-1626
豊橋松竹	10/11~/13	0532-53-1132	金沢松竹	10/1~10/2	0762-33-1707
福井松竹座	10/16~/18	0776-24-0154	岐阜自由劇場	10/5~10/7	058-263-5522
梅田松竹	10/10~/14	06-315-1418	三宮ソフィックス	9/29~10/1	078-392-0275
広島東洋座	10/4~10/6	082-246-0505	京都ピカデリー	10/10~/14	075-221-6916
岡山松竹	9/25~9/26	086-232-4404	徳島松竹	9/29~10/1	0886-23-5153
高知松竹	10/4~10/6	0886-72-4545	久留米松竹	10/9~/10	0942-32-0058
長崎松竹	10/3~10/6	0958-24-5755	佐賀セントラル	10/12~/13	0952-23-5387
宮崎松竹	10/16~/18	0985-23-7474			

リスト中、電話番号は、すべてFAX回線。上記の他、北海道・宮城・福岡等でも字幕付き上映が行われたが、9月中旬の上映のため、「みみだより」掲載に間に合わず、リストより削除した。

問い合わせ先：〒104 東京都中央区築地1-13-5 松竹(株)映画営業部 高橋様
TEL: 03-5550-1592, FAX: 03-5550-1647

記事訂正

「みみだより307号」の下記の記事に誤記がございました。

新製品情報**新しいプログラマブル補聴器**

「PROシリーズ」の価格に間違いがありました。

(誤) 価格は、ライフサウンドProが22万円。→ (正) 20万円

お問い合わせは、シーメンス・ヒヤリング・インスツルメンツ社
〒228 神奈川県相模原市栄町6-6 TEL:0427-65-5611 FAX:65-5601

記事追加

「みみだより308号」の下記の記事に追加があります。

新刊図書「補聴器の選択と評価」で出版社名等が抜けておりました。

図説・耳鼻咽喉科 New Approach 1 「補聴器の選択と評価」

シリーズ総編集：神崎 仁、担当編集委員：小寺一興

発行：(株)メジカルビュー社、発売：(株)グロービュー社

ISBN4-89553-564-9-C3347

昨年、下記の「障害者プラン」が発表されています。聾学校や難聴幼児通園施設の施策に関する記述も多いので、この「障害者プラン」のうち、関連部分のみ、抜粋してお届けします。特に聴覚障害に関係しない部分はすべてカットしてあります。

障害者プラン

ノーマライゼーション7か年戦略

平成7年12月 障害者対策推進本部

I 位置づけ

「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度から14年度）の具体化を図るための重点施策実施計画とする。

II 基本的考え方

国においては、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下、「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、その推進に努めているところであるが、この理念を踏まえつつ、次の七つの視点から施策の重点的な推進を図る。

- ①地域で共に生活するために
- ②社会的自立を促進するために
- ③バリアフリー化を促進するために
- ④生活の質（QOL）の向上を目指して
- ⑤安全な暮らしを確保するために
- ⑥心のバリアを取り除くために
- ⑦我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

III 期間

本プランは、平成8年度から平成14年度までの7か年計画とする。

IV 推進方策等

- (1) 本プランの推進状況を定期的にフォローアップし、社会経済情勢の変化、関連制度・法令の改正、市町村障害者計画の策定状況等を踏まえ、必要に応じプランの見直しを行う。
- (2) 障害者施策は広範な分野にわたるため、関連する分野の施策が効果的かつ効率的に実施されるよう関係行政機関相互の連携を強化する。
- (3) 各施策の適正な推進の基礎となる障害者等の実態調査については、プライバシーに配慮しつつ、関係者と十分調整して実施する。

V 地方公共団体への支援

(1) 本プランに対応し、地方公共団体が地域の特性に応じ主体的に取り組む障害者施策を積極的に支援する。

特に地方公共団体が地方単独事業で行う障害者にやさしいまちづくりや障害者の社会参加等のための施設整備、保健福祉マンパワー養成に関する事業に対して積極的な支援策を講ずる。

(2) 市町村の施策の実施に当たって、障害者等の意見を適切に反映するため、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定と障害者及び障害者福祉事業に従事するメンバーを含む市町村の地方障害者施策推進協議会の設置等を促進する。

(3) 本プランが都道府県・市町村の障害者計画へ適切に反映され、施策の計画的推進が図られるよう、計画策定手法の普及、計画づくりへの支援等を行う。なお、必要に応じ、複数の市町村による広域的な計画づくり等の取扱いについても検討する。

VI 各施策分野の推進方向

【地域で共に生活するために】

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるように、ライフステージの各段階で、住まいや働く場ないし活動の場や必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を確立する。

1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保

(2) 福祉的配慮のされた働く場ないし活動の場の確保

- 授産施設及び福祉工場を、ニーズに対応できるようにするため、約六・八万人分を目標として計画期間内に整備する。

2. 地域における障害児療育システムの構築

- 各都道府県域において、療育に関する専門的指導等を行うことのできる、障害児療育の拠点となる施設の機能の充実を図るとともに、市町村が行う心身障害児通園事業等の地域療育に対し、障害児通園施設等が指導・支援する事業を、概ね人口30万人当たり概ね2か所ずつを目標として実施する。
- 障害児通園施設の見直しを図り、障害の種別にとられない利用を図る。
- 在宅の障害児が身近な場所に通うことができるよう、保育所等を活用した小規模の心身障害児通園事業及び重症心身障害児（者）のための通園事業を約1万3000か所を目標として計画期間内に整備する。

5. 総合的な支援体制の整備

- 身近な地域において、障害者に対し総合的な相談・生活支援・情報提供を行う事業を、概ね人口30万人当たり概ね2か所ずつを目標として実施する。
- 障害者の実状に応じた相談・調整に当たることのできる専門スタッフの養成を図る。
- 医療機関におけるリハビリテーション医療の一層の充実を図るとともに、歯科保健医療を含め、障害者にとっての医療の確保を図る。
- 相談・判定機能と施設機能、医療機関の統合連携を通じ、総合的なリハビリテーションの体制設備を図る。

7. 障害者施設体系の見直しと施設・サービスの総合的利用の促進

- 障害者のニーズに的確に応え、身近な地域において効果的な施設機能が発揮できるよう、障害の種別や程度、障害者の年齢を踏まえつつ、総合化等の観点から障害者施設体系について見直しを行う。
- 障害の種別や程度、障害者の年齢を踏まえつつ、障害者関係施設の総合的利用の促進を図るとともに、高齢者のものも含めたサービスの共同利用の促進を図る。

8. 社会参加の推進

- 障害者にとって最も身近な市町村を中心に、福祉バスの運行等移動時の支援施策や手話通訳者の設置、点字広報の配布等コミュニケーション確保の施策等障害者が社会参加するために必要な援助を行う事業について、概ね人口5万人規模を単位として計画期間内に実施することを目標として推進する。

9. マンパワーの養成・確保

- 点訳奉仕員、朗読（録音）奉仕員、手話通訳者その他専門的知識・技能を有する者の養成・確保を図る。

【社会的自立を促進するために】

障害者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、障害の特性に応じたきめ細かい教育体制を確保するとともに、教育・福祉・雇用等各分野との連携により障害者とその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加することができるような施策を展開する。

1. 障害のある子供達に対する教育の充実

- 盲・聾・養護学校、小・中学校の特殊学級における適切な教育を行うため、研究指定校による実践的研究、各種手引書の作成等により指導内容・方法の充実を図るとともに、教育設備等に対する補助を行う等、その充実を図る。
- 軽度の障害のある児童生徒に対し障害の種類等に応じた専門的な指導を行うため、指導主事、通級担当教員に対する指導方法等の研修の充実を図る。

2. 教育相談体制・研修の充実

- 教育委員会において、教育、医療、福祉等の各関係機関の専門家が連携し、早期から適切な教育相談が行える体制を整備するとともに、指導資料の作成や相談技術の向上に関する研修を実施するなど、教育相談の充実を図る。
- 担当教員に対し障害の特性に応じた専門的な内容（障害児の心理、各種発達検査、視覚障害者のための点字、聴覚障害者のための口話法・手話、発達特性・運動動作・病気の知識と理解等の研修の充実を図る。

3. 後期中等教育段階における施策の充実

- 盲・聾・養護学校の高等部について、社会の変化や生徒の実態の多様化等に対応した適切な教育を行うため、その設備を進めるとともに、教育内容・方法の改善等を図る。
- 盲・聾・養護学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、現場実習の充実や職域拡大を図る等、職業教育及び進路指導の充実を図る。

4. 法定雇用率達成のための障害種別雇用対策の推進

(1) 身体障害者雇用の推進

- 実雇用率が法定雇用率を相当下回っている現状に鑑み、法定雇用率の達成に向けて、各種助成措置の活用、事業主の指導・援助の強化等身体障害者雇用率制度の厳正な運用を行う。
- 中途障害者については、雇用継続に係る諸問題を把握し、円滑な職場復帰を図るための施策を充実する。

【バリアフリー化を促進するために】

障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、様々な政策手段を組み合わせ、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去に積極的に取り組む。

2. 移動・交通対策の推進

(4) 運転免許取得希望者等に対する利便の向上

- 指定自動車教習所に対し、身体障害者用教習車両の整備や改造等を行った持ち込み車両等を使用した教習の実施等、必要な指導を行う。
- 運転免許試験場に身体障害者用の技術試験車両等の整備や持ち込み車両による技能試験の実施を行うとともに、手話通訳員の配置、身体障害者用トイレの整備、字幕スーパー入りビデオの活用等を推進する。
- 各都道府県警察に運転適性相談室の設置、資器材の改善、運転適性に関する知識の豊かな適性相談員の配置等を推進する。

3. 建築物の整備

(1) 公共性の高い民間建築物等の指導・誘導

- 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づき、不特定多数の者が利用する公共性の高い建築物（特定建築物）の建築主に対する必要な指導及び助言又は指示を行うとともに、誘導的基準を満たすものとして知事等の認定を受けた優良な建築物に対する補助、税制上の特例措置及び公的融資による支援策の活用を通じて、特定建築物のバリアフリー化を積極的に誘導する。
- 旅館、飲食店等障害者等が身近に利用する民間施設について、公的融資制度の活用等により、障害者等の利用に配慮した施設設備を進める。
- 地域の学習活動の拠点となる社会教育施設におけるスロープや点字案内版等の設備を促進する。

(2) 官庁施設の整備

- 国が新たに設置する窓口業務を持つ官庁施設等については、全てスロープ、玄関自動扉、エレベーター、身体障害者用トイレの設置及び視覚障害者用床材の使用等を行う。
- 国の既存施設については緊急性の高いものから逐次、新設の場合と同様の仕様への改修を行う。

4. 地方公共団体の福祉のまちづくりへの支援

- 市町村で福祉のまちづくりに関する総合的な計画の策定を促進するとともに、利用頻度の高い公共施設の改造・改善による生活環境基盤の整備を推進する。

【生活の質（QOL）の向上を目指して】

障害者のコミュニケーション、文化、スポーツ、レクリエーション活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図るため、先端技術を活用しつつ、実用的な福祉用具や情報処理機器の開発・普及を進めるとともに、余暇活動を楽しむことのできるようなソフト・ハード面の条件設備等を推進する。

1. 福祉用具等の研究開発・普及

(1) 福祉用具等の研究開発体制の整備

- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける基礎的・臨床的研究開発の推進を図るとともに、産学官の連携のもと、最先端の産業技術を駆使し、安全性、利便性に優れ、かつ低価格の医療、福祉用具の研究開発を推進する。
- 福祉用具の開発等が整合性のとれた形で効果的に行われるよう、共用データベースや開発の統一基準の整備等の検討を進めるとともに、福祉用具の標準化を推進するため標準基盤研究等を実施する。

(2) 民間事業者等による研究開発、産業界の取組の促進

- 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」等に基づき、実用的な福祉用具の研究開発を行う民間事業者等への支援等を行うとともに、福祉用具の評価基盤の整備等を通じ、産業界の福祉用具への取組を誘導する。
- 福祉用具の評価基盤を整備し、福祉用具の適用性の向上と安全性を確保する。

(3) 福祉用具の普及促進

- 障害者のニーズに見合い真に選択できる福祉用具の提供がなされるよう、相談・提供方法の多様化やフォローアップ体制の充実を図る。
- 福祉用具相談担当職員や適合判定等の専門職員の養成、研修を充実し、福祉用具の適正な普及を図る。

2. 情報通信機器・システムの研究開発・普及等

- 「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」に基づき、指針に準拠した機器の産業界における開発を促進するとともに、説明会等による機器の普及を図る。
- 聴覚障害者のための骨伝導メカニズムによる音情報伝達システム等障害者の利用に配慮した情報通信システム、情報通信端末、情報伝達技術等の研究開発を推進する。また、最新技術の導入等に当たっての障害者の利用への配慮を進める。

3. 情報提供の充実

- 字幕（手話）入りビデオカセットの製作、貸出等を行う聴覚障害者情報提供施設を整備するとともに、点字図書館の情報化に対応した機能の充実を図る。
- 保健福祉情報や福祉用具に係る情報、身体障害者向け通信・放送サービスに関する情報等、障害者が必要とする幅広い情報をデータベース化し、パソコン通信・ファックス通信等の活用により提供できる体制を整備する。
- 公職の選挙の政見放送の手話通訳について、環境整備の状況を踏まえ、適切に対応する。

4. 放送サービスの充実

- 字幕番組、解説番組等について、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、制作費に対する助成を行うとともに、効率的な番組制作技術の研究開発を推進し、障害者向け放送番組の充実を図る。
- 視覚・聴覚障害者向け専門放送システムの開発等を行い、視覚・聴覚障害者が放送を通して十分に情報にアクセスできるような環境整備を図る。

7. 障害者の旅行促進のための方策の推進

- 障害者等が安心して手軽に旅行ができるよう、宿泊施設等のソフト・ハード両面における、より快適で望ましい旅行を行うための基準を策定する。
- 障害者等に対する宿泊施設、旅行商品等の利用情報の提供体制の整備促進を図る。

【安全な暮らしを確保するために】

災害弱者といわれる障害者を、地震、火災、水害、土砂災害等の災害や犯罪から守るため、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの構築を急ぐとともに、災害を防ぐための基盤づくりを推進する。

1. 地域の防犯・防災ネットワークの確立

- 福祉施設や障害者宅が参加したファックス・ネットワーク（交番、駐在所のファックスを利用して、管内の住民等との情報交換を行うもの）の構築を推進し、住民等との協力関係を形成する。
- 手話のできる警察官等の育成に努め、手話のできる警察官等を配置した「手話交番」の設置を推進するとともに、警察署の受付や街頭活動等を行う警察官等に対し、「手話バッジ」の装着を推進する。
- 交番、駐在所における点字によるミニ広報紙の作成、ファックスネットワークの活用等により、視覚・聴覚障害者に対する地域安全情報の提供を推進する。

6. 防犯・防災設備の開発・普及の促進

- 防犯機器メーカー、警備業者に対して、障害者の特性に配慮したセキュリティシステム、防犯・防災設備の研究、開発、普及を進めるよう検討する。

【心のバリアを取り除くために】

子供の頃から障害者との交流の機会を拡げ、ボランティア活動等を通じた障害者との交流を進めるとともに、様々な行事・メディアを通じて啓発・広報を積極的に展開することにより、障害及び障害者についての国民の理解を深める。また、障害者に対する差別や偏見を助長するような用語、資格制度における欠格条項の扱いの見直しを行う。

1. 障害者への理解を深めるための教育の推進

- 盲・聾・養護学校と小・中学校や、特殊学級と校内他学級との交流教育等を推進するとともに、学校における奉仕活動等ボランティア教育の推進を図る。

2. ボランティア活動の振興等

- 障害者への生活支援を厚みのあるものとするよう、ボランティア、企業、民間団体、障害者団体、労働組合等を含めた総合的なネットワーク化を図るなど、ボランティア活動等の振興を図る。
- ボランティア活動を支援する事業の充実を図るとともに、拠点施設の整備を進める。

3. 障害者週間における啓発・広報活動の重点的展開

- 12月9日の「障害者の日」を意義あるものとするため、障害者週間（12月3日から12月9日）の間に、テレビ・新聞等マスメディアを通じた広報活動、障害者団体から連携した各種行事等の実施を重点的に展開する。

【我が国にふさわしい国際協力・国際交流を】

アジア太平洋障害者の十年の期間中でもあり、我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や障害者施策推進のための経済的支援を行うとともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を深める。

1. 政府開発援助における障害者に対する配慮

- 我が国援助の効果的な実施方策として障害者等社会的弱者に十分配慮するとの「政府開発援助大綱」の趣旨を踏まえつつ、我が国の障害者施策の知識・技術の移転による各国の障害者リハビリテーション関係者の資質の向上に寄与するため、国際協力事業団等を通じた研修員の受け入れ、専門家、青年海外協力隊の派遣等を積極的に推進するとともに、我が国の障害者自身の国際協力への参画について検討を行う。
- 障害者施策分野における様々な援助ニーズにきめ細かく対応するため、草の根無償資金協力やNGO事業補助金等を通じた協力を推進する。

2. 国際機関を通じた協力の推進

- 国連社会開発委員会のメンバー国として、国連が実施する障害者事業の策定に積極的に参加し、これらの事業を支援するための国連障害者基金への拠出を行う。
- 国連アジア・太平洋経済社会委員会（E S C A P）に対する日本・E S C A P協力基金を通じた活動支援において、障害者関連施策を支援するため、「アジア太平洋障害者の十年」関連プロジェクトへの拠出を行うとともに、障害者等のためのバリアのない環境構築を推進するプロジェクトに対し、専門家の派遣等を通じて積極的な協力支援を進める。
- アジア・太平洋地域におけるユネスコの地域協力事業への参加・協力（特殊教育の専門家を対象としたセミナーの開催、我が国からの専門家の派遣、我が国関係機関への研修訪問の受け入れ等）により、特殊教育分野の国際交流・協力を推進する。

3. 国際協調・交流の推進

- 福祉用具の情報交流の国際協調体制の整備の推進を図る。
- 障害者の自立支援、介護支援、社会参加支援等、世界各国が共通に直面している課題を解決するため、我が国の持つ優れた産業技術と海外の医療福祉技術とを融合させる国際共同研究を実施する等、国際協力を推進する。
- 福祉用具に係るJ I Sの国際規格への整合化を促進する。
- 国立身体障害者リハビリテーションセンターを中心としたリハビリ専門家の研修や民間団体の交流等を通じアジア諸国との連携を図る。

就学校を決める秋に送る

「就学」関係図書紹介

障害児の就学・進学ガイドブック

障害を持っている子どもの「就学」は、本当に悩むものです。聾学校に行こうか、難聴学級はどうか、普通校に行こうか、越境通学・・・等々の就学先の選択の問題。そして、就学先を決めた後の教育委員会等との折衝はどうしたら良いのか？。そうした疑問に答えてくれる一冊です。以下は目次（抄）。

1. 知っておきたい「就学の事務手続き」
 2. 就学先を訪ねてみよう
 3. 複数の目で育もう
 4. 就学相談を活用しよう
 5. とともに学び育ちあう教育
- エピローグ。思春期・青年期を見とおして

渡部昭男（鳥取大学教育学部助教授）著。
青木書店刊、1854円。ISBN4-250-95036-0。

障害児の就学・進学 ガイドブック

渡部昭男



青木書店

就学校を決める秋に送る

「就学」関係図書紹介

マニュアル 障害児の学校選択

やっぱり地域の学校がいい

こちらは、インテグレーション教育を選択した場合に、どのようにその希望を実現するか、普通校に就学後の諸問題を中心にまとめた本。盲・自閉・肢体不自由の例が多く、難聴の事例は、普通校就学後の行事参加について1節が設けられているのみだが、就学にあたってのさまざまな問題は同じかもしれない。

- 第1部：就学するまで
—要求の出し方、運動のすすめ方—
- 第2部：こんなことが問題になる、学校生活
- 第3部：インテグレーションを求めて

宮永潔・羽生田博美編著、社会評論社刊。
2060円。ISBN4-7845-0754-X。



新刊図書

聴覚障害児の教育・言語指導入門

第1章 聴覚障害とは

聴覚障害が心身の発達に及ぼす影響を具体的に述べてあります。

第2章 聴覚障害教育の目標と指導原理

聴覚障害児の教育の目標をどのように定めるべきか、指導原理は何かを説いています。

第3章 聴覚障害児の育て方

聴覚障害児はどのように育て、教育すべきか第一、二章を踏まえて育て方、教育の仕方を具体的に説いています。即ち、パーソナリティの育成を基盤にしながらその中で、或いは、それとの関連において行われる言語指導が示されています。

第4章 聴覚障害児への接し方

一言語の基本的指導技術一

聴覚障害児への接し方はどうあらねばならないか。この接し方こそ言語指導の基本的指導技術であることを述べてあります。そして、話し手の口許に語られることばをどのようにして分かるようになるのか(読話)どのようにして話すことが出来るようになるのか(発話)明瞭な発音が出来るようになるための基礎指導はどのようなものが示されています。

第5章 声・音を聞かせる指導

今や聴覚障害教育において、最も大切な指導の一つとされる聴能訓練について初期の指導の実際を述べてあります。

第6章 上・下・前・後の指導

第7章 昨日・今日・明日の指導

第8章 ひとつ・ふたつ・みっつの指導

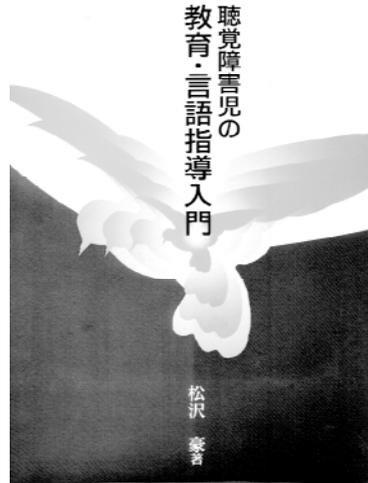
第6・7・8章では、聴覚障害児の認識や思考、特に抽象的思考、論理的思考の発達のためにどうしても必要なそして一般的に聴覚障害児が不得手な空間、時間数を表すことばの最も基礎的な指導の実際について述べてあります。

第9章 文字指導

聴覚障害児が良く読み、良く書けるようになるための基礎指導が述べてあります。

第10章 しつけの指導

聴覚障害児の教育において、言語指導と共に最も重要な指導の一つ聴覚障害児のしつけについて指導の実際が述べてあります。



本書は一般書店では扱っておりません。

入手希望の方は下記に、住所・名前・希望冊数をお書き込みのハガキでご注文下さい。

書籍と共に郵便振込用紙が送られてきますので、書籍代+送料を振り込んで下さい。

〒764 香川県仲多度郡多度津町三井72-2 「耳とことばの不自由な親の会」

 新刊図書

質問紙法による

<言語・コミュニケーション>

障害の早期発見

1歳半健診・3歳児健診などで、発達質問紙によるスクリーニングが行われている。早期発見を進める上で、問診票の役割は大きい。本書はこうした質問紙による障害発見の方法について、様々な視点から検討を加えたもの。

新刊書の割には、使われている資料の古さは気になるが、類書の少ない分野でもあり、保健婦などと早期発見に取り組んでおられる先生にはお勧めしたい一冊である。

<言語・コミュニケーション>障害研究会著、川島書店刊、4635円。



 新刊図書

'96 障害者雇用ガイドブック

障害者の雇用について、日本障害者雇用促進協会が、労働省の監修のもとに編集した書。障害者雇用の理念と現状、障害者雇用の促進等に関する法律の解説、障害別にみた特徴と雇用上の注意（各障害別）、関係機関・施設等の概要と行政サービス、資料と内容も豊富である。

とかく、早期発見という入口ばかりに目が行ってしまいが、出口としての就職の問題も、この教育の大きな課題である。本書は行政的な側面からの十分な説明の上に、障害別の配慮事項まで丁寧に書かれており、雇用に関するバイブルとなる書であることに間違いない。150ページにわたる「資料編」も、座右に置くに値する内容である。

日本障害者雇用促進協会編、雇用問題研究会刊。
1500円。ISBN4-87563-137-4



講座案内

筑波技術短期大学
公開講座

補聴器のフィッティング

昨年は日本聴覚障害・教育工学研究会夏期講習会「補聴器のフィッティング」として、開催された講座ですが、本年度は、筑波技術短期大学公開講座として開催されます。例年、応募が多く、開催要項発表後まもなく定員に達しますので、お早めにお申し込みください。

平成8年度 筑波技術短期大学 公開講座

補聴器のフィッティング

日 時：平成8年11月29日（金）～12月1日（日）

内 容：補聴器フィッティングの理論とその応用について実習を通して学び、聴覚障害児（者）に対して適切な補聴器を適切に選択・調整し、効果的に活用させるための知識と技能を身につける。

プログラム：

9:00～12:30

13:30～17:00

第1日目	補聴器フィッティング概論	補聴器特性測定の実習
第2日目	補聴器の特性処方の実習	補聴効果測定の実習
第3日目	聴能訓練と評価法の演習	新しい聴覚補償の方法

今回は、応用的講座を中心に内容を組んでいます。

会場：筑波技術短期大学聴覚部・教育方法開発センター（茨城県つくば市天久保4-3-15）
常磐線荒川沖駅・土浦駅からバスで「つくばセンター」あるいは、
東京駅より高速バスにて「つくばセンター」へ。

「つくばセンター」よりタクシーか、

「つくばセンター」よりバス「北部工業団地」行き「筑波技術短期大学聴覚部前」下車

受講者：聾学校・難聴学級・難聴幼児通園施設等職員および補聴器関係者（定員：50名）

受講料：7,700円

申込方法：必要事項を記入した右記申込書と、80円切手添付の返信用封筒（長4）を同封の上、下記宛に郵便でお送り下さい。受講可能な方には追って、受講許可証をお送りしますので、所定の手続きで受講料の前納をお願いします。前納された受講料はお返しできません（代理参加は認めず）。

申込書送付先：〒305 茨城県つくば市天久保4-3-15 筑波技術短期大学 庶務課 企画法規係
TEL：0298-58-9410、FAX：0298-58-9312

内容のお問い合わせ先：〒305 茨城県つくば市天久保4-3-15 筑波技術短期大学 大沼直紀
TEL：0298-58-9407、FAX：0298-58-9411

コピーしてお使い下さい。

筑波技術短期大学公開講座「補聴器のフィッティング」受講申込書

氏名：

現住所：（郵便番号）

連絡先：電話 F A X

所属機関名：

所属機関住所：（郵便番号）

所属機関連絡先：電話 F A X

実習のコース編成の参考にしますので、自分にあう項目に○をおつけ願います

- ・聴力検査をやったことのない先生
- ・音場での聴力検査をやったことのない先生
- ・音場での聴力検査は少しはやったことのある先生
- ・音場での聴力検査はやったことがあるが補聴器はさわったことのない先生
- ・補聴器をさわったことがある先生
- ・相談したい子どものケースを持ってきたい先生

・・・ ひとつこと ・・・

私の好きな一文を御紹介させていただきます。

どうしようかと迷ったとき、

「しないこと」「よりも」「すること」を選ぶ

研究会に行く、自分の考えに合わない発表を聞く羽目に合う。質問をしよう、反対意見を言おうと思うが、日本人がもつとも恥ずべき「恥の文化」が発露し、迷った揚げ句、「どうせ他人事」と聞き流してしまうこともある。

全日聾の季節が来た。中心の論議を避け、論戦をせず、周辺のどうでも良い部分をホメたたえる風潮が続くと、「何のための研究会なのか」と叫びたくなる。ダラダラと視点不明なビデオを見せられる苦痛を味わうと、発表者の自己満足につきあうことが、本当に発表者を含めて全体の向上に役立つのだろうかと思うことがある。研究会に参加される方々は、研究会に参加して自分なりに成果を得たいと思っておられるだろう。しかし、研究会に参加したことを実のあるものにするかしないかは、結局、参加者一人一人の肩にかかっている。どんどん質問し、おかしなところは「おかしい」と言わなくては、議論が先に進まない。そういう私自身も、私が好きな一文の、そのままには行動できていない。しかし、今年こそ「やるぞ」と心に決めている。大いに燃える大会にしたいと思うし、そのことで、多くのことを得たいと思っている。

図書紹介

聴覚障害教育情報ガイド

コレール社刊。吉岡博英・四日市章・立入哉編著。2800円。

第1部 [解説編]

<1> 聴覚障害教育と教員 (編者)

①聴覚障害教育の現状と課題、②聴覚障害教育に携わる教員の資格と養成

<2> 聴覚障害教育に関する専門性の内容とその体系

①聴覚障害教育の目的と本質 (井原栄二)、②早期発見・早期教育 (廣田栄子)
③聴覚の生理・病理 (吉岡博英)、④音声の科学 (加藤靖佳)、⑤聴覚の補償 (立入哉)、⑥発音発語指導 (石原保志)、⑦言語指導 (竹内菊世)、⑧聴覚障害児の心理 (太田富雄)、⑨手話の利用 (八木治)、⑩トータル・コミュニケーションとバイリンガル教育 (矢沢国光)、⑪教科教育と養護・訓練 (四日市章)、⑫重複障害児の教育 (須藤正彦)、⑬難聴学級での指導 (村上宗一)、⑭聴覚障害者と高等教育 (都築繁幸)、⑮聴覚障害者の福祉と保健 (佐藤至英・片岡ゆみ)。

第2部 [情報編]

<1> 知識・技能学習のための情報源の一覧

①文献 (立入哉)、②研究・研修機関 (立入哉)、③研修の体験 (藤田朋宏・岡本三郎・田中容子・長安康憲・坂本剛・白井健次・佐々木美保・大谷千鶴)

<2> 聴覚障害者用機器 (中瀬浩一)

<3> 関連法規 (吉岡博英)

<4> 「聴覚障害教育に携わる教員に必要な知識」テスト

ご購入は・・・

11月末までのご注文の場合、300円引き・送料無料でお送りします。

1冊あたり2500円×購入希望冊数分の代金を下記にご送金ください。

郵便振込先：00150-6-112420 「つくば療育システム研究会」

学会誌 Contents

「軽度難聴者に対する補聴器の適合についての検討」Audiology Japan 39(4)263-267

増田佐和子・鶴岡弘美・鶴飼幸太郎・坂倉康夫

「デジタル圧縮による子音異聴の改善」Audiology Japan 39(4)284-290

設楽仁一・小寺一興・鈴木真澄